

令和5年 第9回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和5年6月1日(木)  
開会 午前11時00分 閉会 午後0時05分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 関 美幸 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀  
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝  
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純  
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 5 欠 席 者 野木三司委員 田村浩章委員
- 6 書 記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第39号 専決処分の承認について(京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則等の一部改正について)
- (2) 議案第40号 専決処分の承認について(京丹後市アグリセンター大宮条例施行規則等の一部改正について)
- (3) 議案第41号 専決処分の承認について(京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の一部改正について)
- (4) 報告第15号 個人情報 の 存 否 を 明 ら か に し な い 決 定 に 係 る 審 査 請 求 の 裁 決 に つ い て  
【追加議案 議案第42号、議案第43号、報告第16号、報告第17号、報告第18号、議案第44号】
- (5) 議案第42号 京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について
- (6) 議案第43号 令和5年度京丹後市青少年健全育成・家庭教育講演会の開催に係る後援について
- (7) 報告第16号 京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について
- (8) 報告第17号 京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について
- (9) 報告第18号 京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について
- (10) 議案第44号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

## 8 その他

### (1) 諸報告

①「共催」・「後援」に係る5月期承認について

### (2) 各課報告

①6月学校行事予定について

②6月保育所・こども園行事予定について

③6月生涯学習課行事予定について

④6月文化財保存活用課行事予定について

## 9 会議録 別添のとおり(全19頁)

## 10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和5年8月2日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 関 美幸

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦
- 〔被招集者〕 関 美幸 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二 総括指導主事 久保有紀  
教育総務課長 西村 隆 学校教育課長 川村義輝  
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純  
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 〔欠 席 者〕 野木三司委員、田村浩章委員

〈松本教育長〉

ただいまから「令和5年 第9回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

皆さん、こんにちは

昨日は、京都市府市町村教育委員会連合会の総会及び研修会への出席、お疲れ様でした。研修会では、京都府教育庁仲井管理部長から、『当面する教育課題と方向性について』という演題で「令和5年度の府教委当初予算」「教職員の働き方改革と教職の魅力向上」「人事管理上の課題」の3点について、具体的な数値も示してもらいながら、分かりやすく説明いただき、有意義な研修となりました。特に教職員の働き方と教職の魅力については、リンクする部分も多くあり、府教委だけでなく、各市町の教育委員会でも、教職の魅力について、どう発信していくかについて考えていく必要があると感じました。

また本日は、連日となりましたが、京都府立清新高校への視察についてもお世話になりました。単位制の高校としてフレキシブルな教育課程を組み、それぞれの生徒に合った支援を中心に教育を進めておられました。特に組織体制を従来の学習指導部を学習支援部に、生徒指導部を生徒支援部に、進路指導部を進路支援部に改称されるなど、個々の生徒の発達や学びの状況に応じて、丁寧に支援し支えていこうとする学校の姿勢が明確であり、小中学校も学ぶ点が多いと感じました。

さて新型コロナウイルス感染症の状況ですが、ゴールデンウィーク明けから感染症法上の位置づけが5類相当となったことも受け、いよいよ感染対策は一定するもののこれまでに近い形で学校教育、社会教育も実施することが可能となり、5月に参観した小中学校の運動会・春季大会、社会教育のスポーツイベント等も、コロナ禍よりも観客の多

い中で、活気のある実施となっており、大変うれしく感じております。

本日は、「専決処分の承認について」をはじめ、追加議案を含め6議案の審議と報告4件を予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。

<松本教育長>

それでは、令和5年第8回教育委員会（5月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

### 【教育長動静報告】

<松本教育長>

以上です。御質問等ありましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

関委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

議案第39号「専決処分の承認について（京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則等の一部改正について）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第39号「専決処分の承認について（京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する

る条例施行規則等の一部改正について)」を説明させていただきます。

市民福祉の増進等を目的として設置されている、福祉施設・スポーツ施設・文化施設等の使用料について、類似の施設や地域間で不均衡となっている状況があったため、行財政改革大綱に基づき適正な受益者負担を図るため、所要の条例改正が行われ、令和5年4月1日より施行されたところです。

本議案では、今回改正された「京丹後市立学校体育施設等の利用に関する条例」「京丹後市公民館条例」「京丹後市いさなご工房条例」「京丹後市マスターズビレッジ条例」「京丹後市社会体育施設条例」「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例」「京丹後市立資料館条例」及び「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例」と「京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」の改正内容に伴い、それぞれの条例の施行規則について、規定の統一化を図りながら、所要の改正を行うものです。

56ページ「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。改正点、ポイントを説明させていただきます。

第3条では、施設の休業日に係る規定を新たに加えています。

第7条では、不許可に係る規定及び様式を加えています。

第9条では、減免基準規則の公布に伴い、使用料の減免条項を削除しています。

第10条及び第12条から第16条では、それぞれ「利用者の遵守すべき事項」「入場の禁止等」「損壊の届出等」「管理上の指示」「利用終了の届出」「原状回復の点検」に係る規定を加えています。

第11条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。

60ページからの様式第1号及び第2号では、減免基準規則の規定に基づく様式に改正しています。

次に72ページ「京丹後市公民館条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第5条、第6条、第9条、様式第1号から4号では、申請書等の様式を新たに加えています。

第5条では、利用申請の始期を、利用予定日の3箇月前の月の初日とし、市全体で統一した取扱いにしています。

第7条では、条例の規定を基に使用料納付時期を加えています。

第19条では、指定管理者に係る読替え規定を加えています。

次に90ページ、「京丹後市いさなご工房条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第2条及び第6条中の指定管理者に係る読替え規定を削り、新たに第15条で指定管理者に係る読替え規定を加えています。

第4条では、利用申請の始期を、先ほどと同じく利用予定日の3箇月前の月の初日と

するとともに、利用申請に係る様式を改正しています。

第5条では、利用の許可又は不許可に係る規定及び様式を改正・追加しています。

第7条では、陶芸体験コースの実費相当額の納付についての規定を加えています。

第9条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。

第10条では、入館の禁止等に係る規定を加えています。

続いて、103ページ、「京丹後市マスターズビレッジ条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第2条では、ふれあいスポーツ広場の休館日を定めています。

第4条では、利用申請の始期を、同じく3箇月前の月の初日とするとともに、利用申請に係る様式を改正しています。

第5条では、利用の許可及び不許可に係る規定及び様式を加えています。

第6条では、使用料の納付時期を加えています。

第7条では、染色及び陶芸体験コースの実費相当額の納付について加えています。

第10条では、利用許可の取消し及び様式を加えています。

次に117ページ、「京丹後市社会体育施設条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第3条では、これまで号で規定していた社会体育施設の利用時間を表形式に改めています。

第4条、第5条、第8条では、申請書等の様式を新たに加えています。第4条では、利用申請の始期を、これも同じく3箇月前の月の初日としています。

第7条では、減免基準規則の公布に伴い、使用料等の減免条項を削っています。

第13条では、管理の実情に合わせるため、施設利用を終了したときの係員の点検規定を削除しています。

第14条では、指定管理者に係る読替え規定を改正しています。

次に、135ページ、「京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第4条では、入館券等の交付について、京丹後市立資料館条例施行規則と表記を合わせるために文言整理を行っています。

第5条では、入館料の減免について、減免基準の統一に伴い、障害者及びその介護者の入館料の減免割合について10分の10から10分の5に改正しています。

第7条では、他の施設及び京丹後市立資料館条例施行規則と整合性を図るために文言整理を行うとともに、条の改正に伴い、第2条第2項で引用している条を改正しています。

第8条では、規則内の語句の統一を図るために、「入館者」を「利用者」に改めています。

次に138ページ、「京丹後市立資料館条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第2条では、年末年始の休館日について、新たに加えています。また、京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例施行規則と整合を図るため文言の修正も行っています。

第4条及び第5条では、条例の改正に伴い、引用する条を改正しています。

第5条では、入館料の減免について、こちらも障害者及びその介護者の入館料の減免割合を10分の10から10分の5に改正しています。

第6条では、招待券の交付についての規定を新たに加えています。

第8条及び第9条では、「入館の禁止等」並びに「損壊の届出等」について新たに加えています。

次に142ページ、「京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第6条では、減免基準規則の公布に伴い、使用料等の減免条項を削除しています。

第7条では、使用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。

第8条から第10条及び第12条では、他の施設と合わせるために、入場の禁止等、損壊の届出等、管理上の指示及び原状回復の点検についての規定を加えています。

第13条では、指定管理者に係る読替え規定を改めています。

また別表では、附属設備の使用料を外税方式に改めています。

様式第1号では、減免基準規則の規定に基づく様式に、また様式第2号では、遵守事項を追加した様式に改めています。

改正内容については以上です。いずれの規則も、附則にて、施行日は公布の日からとしています。

なお、本議案は、事前に教育委員会の承認を得るべきものですが、緊急処理の必要があり、教育委員会を招集する暇がなかったため、教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の専決処分とするものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

<松本教育長>

議案第39号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈松本教育長〉

大変たくさん資料ですが、基本的な改正の方向性は同様ということで御理解いただけたらと思います。

〈安達委員〉

10分の10の減免から10分の5の減免になったところが何箇所かありましたが、それはどうして半額になったのか教えてください。

〈村田文化財保存活用課長〉

今の安達委員の御指摘は、恐らく琴引浜鳴き砂文化館と京丹後市立資料館だと思うのですが、障害者減免というのがございまして、これが市の基準が半額の10分の5になった関係があつて、それに合わせたということです。

〈引野教育次長〉

介護者もですかね。

〈村田文化財保存活用課長〉

介護者も合わせてです。

〈安達委員〉

京丹後市に合わせて改正したということですね。分かりました。

〈松本教育長〉

基本的には全てそういう改正の内容だと思います。

ほかに何かございませんか。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第39号「専決処分の承認について（京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例施行規則等の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、議案第40号「専決処分の承認について（京丹後市アグリセンター大宮条例施行規則等の一部改正について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈引野教育次長〉

議案第40号「専決処分の承認について（京丹後市アグリセンター大宮条例施行規則等の一部改正について）」を説明させていただきます。

この議案につきましても、先ほどの議案第39号と趣旨は同様です。使用料の見直しに伴い「京丹後市アグリセンター大宮条例」「京丹後市峰山林業総合センター条例」「京丹後市都市公園条例」そして「京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」が改正されたことに伴い、それぞれの条例に基づく規則について、所要の改正を行うものです。

44ページ、「京丹後市アグリセンター大宮条例施行規則」の新旧対照表をご覧ください。

第5条で、利用の許可及び不許可に係る規定及び様式を改正・規定しています。

第6条では、使用料の減免に係る規定及び別表を削除するとともに、使用料の納付時期を規定しています。

第7条では、他の施設と整合を図るために、「係員の指示に従うこと。」を「市長が別に指示した事項に従うこと。」に、第9条では、「入所」を「入館」に、「退所」を「退館」にそれぞれ改めています。

第8条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。また、様式第1

号について、減免に係る項目等を追加し、様式の追加に伴い、損傷・亡失届に係る様式  
を2号繰り下げています。

次に59ページ、「京丹後市峰山林業総合センター条例施行規則」の新旧対照表をご覧  
ください。

第2条の指定管理者に係る読替え規定を削り、新たに第15条で指定管理者に係る読  
替え規定を加えています。

第4条では、利用申請の始期について、利用予定日の3箇月前の月の初日とするど  
もに、利用申請に係る規定及び様式を改めています。

第5条では、利用の許可及び不許可に係る規定、不許可決定の様式を加えています。

第8条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。また、様式の追  
加に伴い、備品利用申請及び許可に係る様式を2号ずつ繰り下げています。

次に71ページ、「京丹後市峰山途中ヶ丘公園有料公園施設利用規則」の新旧対照表を  
ご覧ください。

第2条の指定管理者に係る読替え規定を削り、新たに第11条で指定管理者に係る読  
替え規定を加えています。

第3条では、利用申請の始期について、利用予定日の3箇月前の月の初日に改めてい  
ます。

第4条で、利用許可について、利用者の定義を加えて、不許可に係る規定及び様式を  
加えています。

第9条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。第10条では、  
利用終了の届出に係る規定を加えています。

また、別表については、外税方式での附属設備使用料に改めています。

様式第1号の1について、減免申請を内包した様式に改め、様式第2号の1及び第2  
号の2については、遵守事項を加え、減免内容を内包した様式に改めています。

次に99ページ、「京丹後市峰山総合公園有料公園施設利用規則」の新旧対照表をご覧  
ください。

第2条の指定管理者に係る読替え規定を削り、新たに第11条で指定管理者に係る読  
替え規定を加えています。

第3条では、利用申請の始期について改めています。

第4条では、利用許可について、利用者の定義を加え、不許可に係る規定及び様式を  
加えています。

第9条では、利用許可の取消しに係る規定及び様式を加えています。

第10条では、利用終了の届出に係る規定を加えています。

また、別表について、外税方式に改めています。

様式第1号の1については、減免申請を内包した様式に、様式第2号の1及び第2号の2については、遵守事項を追加し、減免内容を内包した様式に改めています。

いずれの規則につきましても、施行日は公布の日からとしています。

本議案は、本来ですと事前に教育委員会の承認を得るべきものですが、緊急処理の必要があり、教育委員会を招集する暇がなかったために、教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の専決処分とするものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

<松本教育長>

議案第40号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第40号「専決処分の承認について（京丹後市アグリセンター大宮条例施行規則等の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第41号「専決処分の承認について（京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の一部改正について）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

<引野教育次長>

議案第41号「専決処分の承認について（京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の一部改正について）」を説明させていただきます。

現在、市で取組みを推進しています、「新たな地域コミュニティ」を地域で新たに組織することにより、これまでの地区公民館の活動を、新たな地域コミュニティの中で実施する地域が、令和5年度から出てきています。

これに伴い、「京丹後市地域コミュニティ活動交付金交付要綱」が令和5年度からスタートすることになり、この要綱の中で、令和5年度から、活動交付金の交付対象となる区については、「京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱」の交付対象から削除するというので、今回そのための改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表の構成する区から、現行欄に下線を引いた区については、令和5年度から、地域コミュニティ活動交付金交付要綱の交付対象となるため、この要綱からは削除しています。

なお、令和6年度以降も、新たな地域コミュニティを組織して活動を開始する区がありましたら同様に削除していくこととなります。

附則で、施行日は令和5年4月1日としています。

なお、本議案につきましても事前に教育委員会の承認を得るべきものですが、緊急処理の必要があり、教育委員会を招集する暇がなかったため、教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の専決処分とするものです。以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

<松本教育長>

議案第41号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第41号「専決処分の承認について（京丹後市自治公民館活動交付金交付要綱の一部改正について）」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

続きまして、会議の非公開についてお諮りします。

報告第15号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第15号は非公開といたします。

（非公開部分省略 報告第15号について報告）

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案3件、報告3件を準備しています。

初めに、会議の非公開についてお諮りいたします。

議案第42号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第42号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第42号について同意)

<松本教育長>

これより会議を公開といたします。

<松本教育長>

次に、議案第43号「令和5年度京丹後市青少年健全育成・家庭教育講演会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第43号「令和5年度京丹後市青少年健全育成・家庭教育講演会の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

本事業は、家庭や地域で子育てについて学び、考える機会とし、子どもたちの健やかな成長を支援する地域社会づくりを推進することを目的に、京丹後市青少年健全育成会主催による、講演会が開催されるものです。

講師は、東洋大学教授の藤本典裕氏で、演題は「たかがアニメの教育学～サザエさん、ちびまる子ちゃん、クレヨンしんちゃん～」となっています。

実施日は令和5年8月23日、会場はアグリセンター大宮。対象は京丹後市民のかたで、入場無料となっています。

申請者は、京丹後市青少年健全育成会 会長 松本明彦氏で、共催として、京丹後市PTA協議会家庭教育委員会が予定されています。

本事業が広く市民福祉の向上に寄与することから後援承認するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

議案第43号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りします。

議案第43号「令和5年度京丹後市青少年健全育成・家庭教育講演会の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本教育長〉

次に、報告第16号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

報告第16号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

京丹後市教育支援委員会は、障害のある児童等に対し、発達や障害の実態に応じた就学及び教育的支援に関する調査等を行うために設置しています。

京丹後市教育支援委員会規則第3条の規定に基づき、令和5年4月1日付けで別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、同規則第4条により、令和6年3月31日までとなります。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものですが、関係機関からの推薦により委嘱を行っていますので、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

〈松本教育長〉

報告第16号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本教育長〉

次に、報告第17号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈川村学校教育課長〉

報告第17号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

京丹後市学校給食献立作成委員会は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、学校給食の献立その他の学校給食の内容について必要な事項を協議するために設置しています。

京丹後市学校給食献立作成委員会設置要綱第3条の規定に基づき、令和5年4月1日付けで別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告させていただきます。任期は、同設置要綱第4条により、令和6年3月31日までとなります。

人事案件であるため事前に審議いただくべきものですが、関係機関からの推薦により委嘱、任命を行っておりますので、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

<松本教育長>

報告第17号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

次に、報告第18号「京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野教育次長>

報告第18号「京丹後市奨学金選考・検討委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

京丹後市奨学金選考・検討委員会は、京丹後市奨学金条例第6条において「奨学金の確保及び給付貸付けの実施並びに奨学金制度の検討に当たり、市長の諮問機関として設置し、その委員会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱する」と規定されています。

また、京丹後市奨学金条例施行規則においては、奨学金の給付及び貸付けに係る決定、取消しや停止については、ともに奨学金選考・検討委員会の意見を聴いて市長が決定することとされ、本委員会を設置しているものです。

そのため、令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年を任期として既に委員の委嘱をしているところですが、任期途中において、京丹後市民生児童委員協議会から推薦していただいております委員の推薦変更がありましたので、新たに委嘱するもので

す。

前回の教育委員会 5 月定例会において報告させていただきました、川戸剛氏に代わり、新たに吉岡重樹氏を委員として、前任者の残期間である令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までを委嘱することについて、報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

<松本教育長>

報告第 18 号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

次に、議案第 44 号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

<引野教育次長>

議案第 44 号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を説明させていただきます。

こども家庭庁設置法等の施行等により、関係府省令が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本市で関係する条例について、所要の改正を行うものです。

今回の改正内容は、関係府省令の改正に伴い、条例で引用する箇所を改正するものなので、内容が変わるもの、市民等へ影響が生じるものではありません。

新旧対照表 5 ページをご覧ください。

初めに、京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものです。

なお、家庭的保育事業等とは、待機児童問題の解消を目的として、市町村の認可を得て実施することができる事業のことですが、市内ではこれまで認可の実績はありません。

最後に附則として「この条例は公布の日から施行する。」としています。

次に、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてです。6ページをご覧ください。

こちらのほうは多くの改正箇所がありますので、一つ一つの説明を省略いたしますが、改正内容としては、先ほど申し上げたように関係府省令の改正に伴い、条例で引用している箇所を改正するもののほか、これを機に、より正確な表記、分かりやすい表記、また、例規におけるルールに則った表記とするなど、文言の整理等を行うために改めるものです。

なお、特定教育・保育施設とは、保育所、幼稚園、認定こども園で市町村の確認を受けたものです。また、特定地域型保育事業とは、地域における多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童解消のため、保育所より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業で、市町村の認可を得て実施するということですが、本市においては認可の状況はありません。

最後に附則として「この条例は公布の日から施行する。」としています。

なお、本議案は、教育委員会で承認されましたら、市議会6月定例会にて上程する予定としています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第44号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第44号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次いたします。

(1) 諸報告

<引野教育次長>

① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課・生涯学習課>

① 6月学校行事予定について

② 6月保育所・こども園行事予定について

③ 6月生涯学習課行事予定について

④ 6月文化財保存活用課行事予定について

<松本教育長>

全体を通して何か御質問等がありますか。

<松本教育長>

ないようでしたら、以上で第9回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦  
労様でした。

<閉会 午後0時05分>

[ 7月定例会 令和5年7月10日(月) 午前10時00分から ]